



鳥労発基 0425 第 6 号
令和 6 年 4 月 25 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する
ガイドラインの一部改正について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 8 号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 18 号）が令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）が策定されています。

今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 187 号）が、令和 6 年 4 月 10 日に告示され、令和 7 年 1 月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部が改正されたところです。

当該改正の内容について、別添のとおり令和 6 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

